

《学校において理解・配慮すべきこと》

1. 性的マイノリティに係る取り組みの経緯

「人権の擁護（平成31年度版）」（法務省人権擁護局発行）では、取り組みが求められている主な人権課題が17項目取り上げられており、その中に「性的指向」「性自認」の項目が入っています。

性的マイノリティの児童生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、個別の状況に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うことが求められています。そのために、まずは教職員が、誤った認識や偏見等をなくし、正しい理解を深めることが必要です。

性的マイノリティに関する法律や文部科学省通知など、性的マイノリティに係る取り組みの経緯は以下のとおりです。

【性的マイノリティに係る取り組みの経緯】

平成15年

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の成立（平成16年7月施行）
定義、性別の取扱いの変更の審判及びそれを受けた者に関する法令上の取扱い等を規定しています。

○以下のすべての要件の下、性別の取扱いの変更の審判を行えること

- 一. 二十歳以上であること。
- 二. 現に婚姻をしていないこと。
- 三. 現に未成年の子がいないこと。（※平成20年に「現に子がないこと」から改正）
- 四. 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。
- 五. その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。

○性別の取扱いの変更の審判を受けた者に関する法令上の取扱い

平成22年

事務連絡「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」発出

平成26年

学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査の実施

※性同一性障害に関する教育相談等があったとして、606件の報告がありました。

※児童生徒が望まない場合は回答を求めないこととしつつ、学校が把握している事例を任意で回答いただいた件数。

平成27年

「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」
（平成27年4月30日児童生徒課長通知）を発出

2. 教職員に求められる基本的な姿勢

(1) 悩みや不安を抱える児童生徒の良き理解者となるよう努めること

教職員が当事者である児童生徒から性的マイノリティに係る相談を受けた際は、教職員を信頼しているからこそ相談していることを踏まえつつ、助言をするのではなく、まずは悩みや不安を聞く姿勢を示すことが重要です。また、当事者でない児童生徒からの相談を受ける場合も考えられます。

特に、性的マイノリティに関する悩みは誰にも相談できずに、戸惑いや不安を抱えていることがあります。当事者である児童生徒が自身のそうした状態を秘匿せざるをえない場合があること等を踏まえつつ、学校においては、日頃より相談しやすい環境を整えておくことが必要です。このため、まず教職員自身が性的マイノリティの人たちへの心ない言動を慎むことはもちろん、ある児童生徒が、その戸籍上の性別によく見られる服装や髪型等をしていない場合、性別不合（出生時に社会的に割り当てられた性別と性自認が一致しない）を理由としている可能性を考慮し、そのことを一方的に否定したり揶揄したりしないこと等が必要です。教職員の日頃の言動が児童生徒との信頼関係を築きます。悩みや不安を抱える児童生徒の良き理解者となれるよう、教職員としての責務を意識することが大切です。

(2) 性の多様性について正しく理解し、適切に対応、支援ができるように努めること

性のあり方が周囲と異なることが、差別やいじめの原因になることがあります。教職員は、いかなる理由であってもいじめを許さない姿勢を明確にするとともに、適切な知識に基づいていじめを早期発見し、対応する必要があります。そのため、教職員自身が正しく理解し、適切な対応と支援を行えるよう校内研修を行うことも大切です。

(3) 全ての児童生徒に対して、互いの個性を認め合い、命や人権を尊重する態度を養うこと

集団の中での人間関係づくりを通して、全ての児童生徒に互いに個性を認め合い、命や人権、多様な生き方を尊重しようとする態度を養います。人権教育や「特別の教科 道徳」などを通して、命の大切さや性の多様性に関して正しく理解する機会を設定することも大切です。

いかなる理由であってもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進することが、悩みや不安を抱える児童生徒に対する支援の土台となります。

3. 学校における支援について

(1) 組織的な対応と支援体制づくりについて

当事者である児童生徒への支援は、最初に相談（入学等に当たって保護者からなされた相談を含む）を受けた者だけで抱え込むことなく、組織的に取り組むことが重要であり、学校内外に「サポートチーム」を作り、「支援委員会」や「ケース会議」

等を適時開催しながら対応を進めることが必要です。サポートチームは、既存の生徒指導等に関する組織・会議を活用することも考えられます。

当事者である児童生徒が抱える困り感や必要な支援について情報交換を行い、教職員が共通理解し、系統的な支援を行うことが大切です。性の多様性に関する教職員の理解を深めるために、学習会や校内研修を実施することも大切です。

※「サポートチーム」は当事者である児童生徒を校内外の構成員によって支援する組織、「支援委員会」は校内の構成員によって機動的に開催する会議、「ケース会議」は校外の医療従事者等に意見を求める際に開催する会議を想定しています。

※「サポートチーム」には、相談を受けた者、管理職、担任、養護教諭、学校医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が考えられます。学校外のチームとしては、教育委員会、医療機関の担当者、進学先の学校の教職員のほか、人権推進課の担当者が考えられます。

(2) 当事者である児童生徒やその保護者との関係について

教職員等の間における情報共有に当たっては、当事者である児童生徒が自身の性のあり方に関することを可能な限り秘匿しておきたい場合があること等に留意しつつ、一方で、学校として効果的な対応を進めるためには、教職員等の中で情報共有しチームで対応することは欠かせないことから、当事者である児童生徒やその保護者に対し、情報を共有する意図を十分に説明・相談し、理解を得つつ、対応を進めることが大切です。

当事者である児童生徒や保護者が抱える困り感や悩み、ニーズを十分に受けとめて対応する必要があります。保護者が当事者の性のあり方に関する悩みや不安等を受容している場合は、学校と保護者が緊密に連携しながら支援を進めることが大切です。保護者が受容していない場合は、学校における当事者である児童生徒の悩みや不安を軽減すること等を目的として、保護者と十分に話し合い可能な支援を行うことが考えられます。

(3) 当事者である児童生徒や保護者が悩みや心配を相談しやすい環境整備について

教職員は児童生徒や保護者の悩みや不安を受けとめ、よき理解者となることが大切です。当事者である児童生徒やその保護者は、性のあり方について、他の児童生徒だけでなく、教職員に対しても秘匿しておきたい場合があります。また、自ら明らかにする準備が整っていない児童生徒に対し、一方的な調査や確認が行われると、当事者である児童生徒は自分の尊厳が侵害されている印象をもつおそれもあります。

このようなことを踏まえ、教育上の配慮の観点からは、申出がない状況で具体的な調査を行う必要はないと考えられます。学校においては、教職員が正しい知識を持ち、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていく必要があります。学校は相談に応じる窓口を設置し、全ての児童生徒や保護者に周知することが求められます。

4. 具体的な配慮と各場面における支援について

相談があった場合は、可能な限り希望に寄り添えるように対応を工夫することが求められます。

当事者である児童生徒またはその保護者から相談があった場合は、更衣室やトイレの配慮、予め校内での通称名を定めて使用することや、誰が情報を共有するか等について、当事者である児童生徒、保護者、学校、関係機関等と連携しながら可能な限り希望に寄り添えるように対応を工夫したり、必要なルールを決めたりします。

また、新たな対応やルールの変更が必要となった場合は、児童生徒の成長に合わせて柔軟に対応することが大切です。性のあり方には個人差があるため、希望する対応も様々になると考えられますが、求められたことはひとつの類型として、今後の設備利用や制度を見直す際の視点と捉えることが望まれます。

性別不合などの場合、他者に自分の身体を露出する不快感が強い場合があります。また、戸籍上同性である他者の身体を見てしまうことについて罪悪感が生じる場合があります。性のあり方は、成長に伴い、周囲との兼ね合いやプライバシーに関わる希望も変化していくことが予想されるため、施設の利用については当事者である児童生徒の希望を尊重しながら対応を検討します。

当事者である児童生徒への対応は重要ですが、同時に、他の児童生徒への配慮も必要です。例えば、トイレの使用について、性別不合の児童生徒に自認している性別のトイレの使用の許可をすることで、周囲の児童生徒がそのトイレを利用しにくく感じる場合があります。そのようなことも考慮し、性別不合の児童生徒に職員用トイレの使用を認める等の対応を行っている例があります。このように、当事者である児童生徒への配慮と、他の児童生徒や保護者への配慮の均衡を取りながら支援を進めることが重要です。

性別不合の場合だけでなく、性的指向が周囲と異なる児童生徒も同様の問題に直面することがあります。様々な性のあり方に応じて、個々の希望やプライバシーに配慮した対応を行っていくことが肝要です。

平成 27 年 4 月に文部科学省から通知された「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について（教職員向け）」には、以下のような取り組み例が紹介されています。

項目	学校における支援の事例など
服装	自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める
髪型	校則等で定める髪型より長い髪型を一定の範囲で認める (戸籍上男性)
更衣室	保健室・多目的トイレ等の利用を認める
トイレ	職員トイレ・多目的トイレの利用を認める
呼称の工夫・通称名の使用	校内文書（通知表を含む）を児童生徒が希望する通称名で記す

授業	体育又は保健体育において別メニューを設定する
水泳	上半身が隠れる水着の着用を認める（戸籍上男性） 補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する
運動部の活動	自認する性別に係る活動への参加を認める
健康診断	個別に実施する
修学旅行等宿泊行事	1人部屋の使用を認める 入浴時間をずらす

○制服、髪型、部活動、使用物品で性別による違いがある場合について

制服や体育着、水着等、男女で異なる場合は、当事者である児童生徒やその保護者の申し出によって、希望する衣服等の着用について検討します。入学説明会等で事前に選択できることを周知することはもちろん、学校は相談窓口を設定していることも児童生徒や保護者に伝えることが大切です。

○トイレ・更衣室

当事者である児童生徒の希望する施設使用が望ましいですが、周囲の理解、施設面の制約等を考えると希望に添うことが難しい場合も考えられます。当事者である児童生徒の意向を尊重しながら、一元的な対応にならないように工夫します。互いに身体を見る・見られる状況が発生する場なので、空き教室や保健室、職員トイレ、多目的トイレを利用する等の対応を検討します。

○健康診断や宿泊行事

健康診断においては、当事者である児童生徒やその保護者の意向を踏まえた上で個別に実施する等の工夫をし、宿泊行事については、部屋割りや入浴時間を配慮する等の工夫をします。

校外学習においては、安全配慮等の必要から、当該個人を特定して先方に伝えざるを得ない場合は、事前に本人（及び本人了解の上で保護者）に十分な説明を行い、このことについて了解を得る必要があります。

○通称名の使用について

通称名の使用を希望する場合は、当事者である児童生徒とその保護者が希望する通称名を、学校での書類全般で使用をすることを検討します。

○卒業証明書の発行について

指導要録は、学齢簿に基づき記載します。卒業後に戸籍上の性別の変更を行った者から卒業証明書の発行を求められた場合には、戸籍を確認した上で当事者が不利益を被らないように配慮します。

5. 医療機関との連携について

医療機関を受診して性同一性障害の診断がなされない場合であっても、当事者である児童生徒の悩みや不安に寄り添い支援していく観点から、医療機関との相談の状況、

当事者である児童生徒や保護者の意向等を踏まえつつ、支援を行うことは可能です。

医療機関との連携は、学校が必要な支援を検討する際、専門的知見を得られる重要な機会となります。他方、最終的に医療機関を受診するかどうかは、当事者である児童生徒やその保護者が判断することです。

このため、当事者である児童生徒やその保護者が受診をしない場合は、その判断を尊重しつつ、学校としては具体的な個人情報に関連しない範囲での一般的な助言等を専門の医療機関に求めることが考えられます。

現在、性同一性障害に係る専門的な助言等を行える医療機関として、G I D学会のホームページにおいて「性同一性障害診療に関するメンタルヘルス専門職の所属施設」（平成 27 年 2 月 24 日付）が公開されています。

（参考URL）G I D学会のホームページ

<http://www.okayama-u.ac.jp/user/jsgid/>

また、三田市では、性的マイノリティ特設電話相談窓口（12ページ参照）を開設し相談を受けており、専門機関等、必要な情報に結びつくように努めています。こういった機関と連携を図ることも考えられます。

（参考URL）性的マイノリティ特設電話相談受付

<https://www.city.sanda.lg.jp/jinken/lgbttokusetu.html>

【参考資料】

- ・「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について（教職員向け）」文部科学省 平成 27 年 4 月
- ・「山形市職員・学校教職員のための LGBT 対応サポートハンドブック」山形市 平成 31 年 3 月